

(1)計画策定の趣旨と位置づけ

横須賀市では、障害のある**人**のための施策の基本理念や方向性を定めるため、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、平成9年に「よこすか障害者福祉計画」(6カ年計画)を策定し、その後6年ごとに計画の策定を重ねながら、総合的・計画的に施策を推進してきました。

令和3年度から8年度までを計画期間とする現行の**よこすか**障害者計画では、「住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできるまち」の実現を基本理念に掲げ、6つの施策分野を体系づけ、これに基づいて様々な事業を実施しています。

また、本市ではこの障害者計画と一体のものとして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として「横須賀市障害福祉計画」を、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として「横須賀市障害児福祉計画」をそれぞれ位置づけて策定しています。

これらの計画は、3カ年を計画期間として、本市における障害のある**人**の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等の成果目標や、各種サービスの見込量を定めるものです。

現行の計画である**よこすか障害者計画**、**第7期横須賀市障害福祉計画及び第3期横須賀市障害児福祉計画**は、令和**8**年度末をもって計画期間が終了することから、このたび新たに令和**9**年度を計画期間の初年度とする「**よこすか障害者計画(第8期横須賀市障害福祉計画及び第4期横須賀市障害児福祉計画を含む)**」を策定します。

(2)計画の対象

本計画の対象となる「**障害のある人**」とは、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、**難病**および発達障害等によって、日常生活および社会生活において何らかの制限を受ける方や、不自由な状態にある方を指します。

※18歳未満の児童等を含みます。

(3)計画期間

よこすか障害者計画の期間は、令和9年度から令和14年度までの6カ年計画とします。第8期横須賀市障害福祉計画及び第4期横須賀市障害児福祉計画の期間は、令和9年度から令和11年度までの3カ年計画とします。

